# いざというとき、不安な人へ



#### 災害・緊急支援情報キット (災害支援キット) とは

載されます。 るものです。災害支援キットを申請した人は、町内会 確認することで、迅速かつ適切に対応できるようにす 冷蔵庫から災害支援キットを取り出し、必要な情報を (区)で管理している災害支援キット申請者名簿に記 災害時や緊急時に、救急隊員など救援に来た人が、

関係づくりを進める仕組みです。 いる要援護者の把握、地域での情報共有、 支援キットの募集・配付をすることで、 地域に住んで 顔の見える

この取り組みは、

町内会

 $\overline{\mathbb{Z}}$ 

の協力を得て、

災害

# |申請されて、手助けが必要な人がどこにいるかわかると…|

#### 地域

### 用できます。 の地域福祉活動に活 声かけや見守りなど

見える関係をつくることが 守り活動などにより、 日ごろからの声かけや見 顔の



できます。

#### 急病

## きます。速かつ適切に対応でしまた人か、迅

命活動に活用します。 冷蔵庫から取り出して、 救急措置が必要なときに



#### 災害

### **きます。** 人を助けることがでいるようで避難できない

(左から、

ステッカー、保管容器、災害・緊急支援情報カード)

きます。 が必要な人がどこにいるの お互いに助け合うことがで かわかっていれば、近所で、 いざというとき、手助け

▲災害・緊急支援情報キット



②発見・確認

③搬送

救急隊員がキットから医療情報を 確認

かかりつけ医療機関や救急病 院へ搬送

情報

この機会にぜひ、申請しましょう!

# まだ災害支援キットを持っていない人は、

# まだ災害支援キットを持っていない人へ

#### 【申請方法

ウェブサイトからダウンロードすることもできます。 と申請書を町内会(区)で回覧します。申請書は、★ 配付されます。 には、後日、町内会(区)から「災害支援キット」が 自分の町内会(区)に提出してください。申請した人 まれた年、性別、どのような助けが必要かを記入し、 希望する人は、申請書に住所、電話番号、氏名、生 「広報ふじ8月20日号」と合わせて、パンフレット

★くらしと市政→健康・福祉・子育て→福祉→福祉全般→災害・ 緊急支援情報キット

※認知症や体力に衰えのある高齢者、何らかの障害が ある人、難病などの病気を抱えている人が対象です も申請できます。 が、災害時の避難活動に不安がある人は、どなたで

# 既に災害支援キットを持っている人へ

### 情報カードの内容の 確認・更新をしましょう。

8月中旬に、災害

報カード)の更新の 急支援情報カード(情 支援キットを持って いる人に、災害・緊

#/# ( 1 - 2 28 - 70 - 86 86COUT 4

た人は、持っている す。お知らせが届い お知らせを発送しま

が開発では発 数 点 形 子 板 数 素 用 子 板 が 点 の 付 点 が 点 の 付 点 が 成 の 付 点

災害支援キットの中にある、情報カードに記載されて いる内容を確認してください。

# |情||報カードはどのように保管すればいいの?

緊急連絡先などを記入し、保管容器に入れて、冷蔵庫 に保管します。 情報カードは、かかりつけの医療機関や服用薬情報

ドの内容を確認することで、必要な情報を得ることが 認・更新をしてください。 できます。そのため、情報カードの内容は、随時、確 急病時や災害発生時には、救援に来た人が情報カー

更日も記入しましょう。 ど、修正箇所がわかるようにしてください。また、変 情報カードの内容を更新するときは、赤字で書くな

※転居をした場合は、転居先の町内会(区)に、災害 ット申請者名簿に加えてもらいましょう。 支援キットを持っていることを伝えて、災害支援キ

# ※ 害支援キットに入れるものは、情報カードだけ?

保険証のコピーも、 トの中に入れましょう。 お薬手帳のコピーなど服薬情報がわかるものや健康 情報カードと一緒に災害支援キッ

### 安心は、地域でつくられる

づくりを進めましょう。 域の行事に積極的に参加することで、 災害支援キットを持っている人は、 防災訓練など地 顔の見える関係

声かけや行事の誘いをしましょう。また、防災訓練で 安否確認や避難誘導などの訓練を行いましょう。 地域の皆さんも、災害支援キットを持っている人に、

# 臨時福祉給付金について

世帯に臨時特例的な給付を行います。 消費税率引き上げの影響を踏まえ、 所得の低い

いない人 平成27年度分の市民税 (均等割) が課税されて

※市民税 どは対象外。 されている人や生活保護を受給している人な (均等割)が課税されている人に扶養

#### 【支給額】

一人につき6000円

#### 申請期間

9月1日~平成28年3月1日

#### 【申請書の送付】

る人に申請書などを送付する予定です。 8月31日(月)に、支給の対象になると思われ ※詳しくは、 ください。 「広報ふじ9月5日号」をご確認

#### (問い合わせ)

福祉総務課



カクニンジャ

福祉総務課 災害・緊急支援情報キット、 **2**(55)2840 fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp 臨時福祉給付金の問い合わせ M(52)2290